

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する
条例案に対する意見募集の結果について

令和 7 年 3 月 26 日
地域共生社会推進課

1 概要

3 年に一度の民生委員の一斉改選に合わせて実施している定数改正について、市町のニーズ等を踏まえまとめた定数案を、広島県社会福祉審議会及び県民から意見を募集したところ、下記のとおり意見があった。

県としての考えを整理し、条例改正案について妥当と判断した。(別紙参照)

2 意見募集の期間・募集方法・回答件数

意見募集	期間	募集方法	回答
広島県社会福祉審議会	令和 6 年 12 月 11 日～ 令和 7 年 1 月 6 日	各委員に依頼文書をメール	9 件
パブリックコメント	令和 6 年 12 月 12 日～ 令和 7 年 1 月 10 日	県 HP、広島県庁本館行政情報コーナー、地域共生社会推進課、各厚生環境事務所で公開	1 件

意見取りまとめ

●広島県社会福祉審議会			
条例について		その他	
意見	県の考え	意見	県の考え
欠員が出ているのにもかかわらず、定員数を増やすことは適切か疑問。 特に、高齢化が進むことを見込んでの増員である場合、欠員にならないようにしないと意味がないのではないか。	今回、増員要望地区については、現在欠員はあるが、増員分も含めて次期候補者についての見込みがある。 また、他地区の欠員に対しては、民生委員の啓発活動を行うなど欠員解消の取組を進める。	欠員対策についてはあらゆる媒体を使った広報の継続が必要だと、前回の定数改正時に意見を出した。 努力されているにも関わらず今回欠員が増加しており、危機感を持っている。 窓口は市町なので県として記事にする際は「市町の福祉担当課へ連絡を」としか書けないと思う。 住民に身近な市町の広報で具体的にどう行動すればよいか記載すると効果的かと考える。市町への働きかけをお願いしたい。	引き続き市町や民児協と連携し、民生委員制度の理解と参加意欲の向上につなげていくための取り組みを続けていく。
定数の改正はやむを得ないと考える。 人口・世帯数の増減による各市の改正理由は理解できるが、人口減少が進む地域は民生委員1人当たりの担当エリアが広くなり負担が増えるのではないかと気になる。今回の改正だけではなく人口減少地域では欠員の原因として担当エリアの拡大も考えられるのではないかと。 以前、知り合いの民生委員から担当エリアが広い(＝家が離れている)ので活動が大変だと聞いた。 民生委員1人当たりの担当エリアが広くなり負担が増えるのではないかと危惧される。	定数については、市町の世帯数、面積、高齢化率等を勘案して設定している。 民生委員の担当地区が広い場合、活動の負担も増し、効率性や質を保つことが難しくなる可能性があり、人口減少地域では、さらなる調整や柔軟な対応が求められることも認識している。 市町や民生委員協議会等連携して民生委員がより活動しやすい環境を整える取組を進める。	民生委員の課題としてなり手不足があるが、民生委員の職務・職責等について明確に記載したものを市町等を通じて啓発していかなければならないのではないかと考える。	民生委員の役割や責任を明確にし、啓発活動を行うことは、なり手不足の解消に向けて重要な取り組みと認識している。 民生委員の職務や職責についての啓発活動に加えて、民生委員制度の魅力や活動の意義についても積極的に広報を行う。
	定数については、市町の世帯数、面積、高齢化率等を勘案して設定している。 民生委員の担当地区が広い場合、活動の負担も増し、効率性や質を保つことが難しくなる可能性があり、人口減少地域では、さらなる調整や柔軟な対応が求められることも認識している。 市町や民生委員協議会等連携して民生委員がより活動しやすい環境を整える取組を進める。(再掲)	定数変更には各市町の意向が反映されたことであり、とくに意見はない。 県の定めた配置基準定数とR7年定数案を市町で比較すると、海田町0.57倍、三次市1.39倍となっている。 委員一人当たりの負担はこの逆数で高くなっていると考えられることもできる。 活動記録集計やヒアリングなどで、負担に差があるかの調査が必要ではないか。 また、平成25年制定の配置基準が現在にマッチしているのかの検証も合わせてする必要があるのではないかと。	定数の設定に関して、市町は地区民生委員児童委員協議会等と協議し、各委員の担当区域の区割りを再確認し、市町全体の定数を精査行なった。 県は、全市町に意向調査を実施し、市町の世帯数、面積、高齢化率等を勘案して設定している県の定めた配置基準の115%以上及び100%以下の市町に対してヒアリングを行った。 115%以上の市町においては、支部単位で組織し活動しており、地形的にも集落が点在し、社会情勢の変化や高齢化等により活動需要が多く、人員が必要であるとの意見があった。 また、100%以下の市町においては、人口や世帯数が減少傾向にあり、まずは欠員の充足に向けた取り組みを継続したいという意見があった。 市町は、自治会等、関係団体のニーズ等も踏まえ回答していることから、県としても市町の意見を尊重し設定した。 県の定めた配置基準については、平成25年と現在の状況と比較し、実情に適合しているか検証を行い、見直しや調整を検討する。
		昨今のなり手不足の実情は理解するが、「地域の身近な相談役」としての民生委員の役割は、地域においてその重要性がむしろ増していると感じる。 求められる機能や役割が低下の一途を辿らぬよう、民生委員(活動)の負担増大も考慮しつつ、制度のあり方を含め検討が必要と考える。	制度等の充実に向けて、民生委員の活動負担を軽減するための環境づくりに取組を進めていく。
		人口減少・少子高齢化に伴い、このたびの改正に異議ない。 地域のつながりが持たにくくなる中、民生委員の業務や役割も今後問われる。 プレ民生委員の育成が日々の活動の中で必要になると考える。	地域のつながりが希薄化する中、民生委員の役割はますます重要となってくると考える。 このような中、民生委員の活動の補佐的役割を持つ民生委員協力員(プレ民生委員)は、民生委員の負担軽減や担い手不足の解消をはかり、地域のつながりを強化することが期待できる。 県としても、協力員制度の導入も含め、市町や関係団体等と連携し、民生委員活動がしやすい環境づくりについて取組を進めていく。
		民生委員・児童委員の確保が厳しい状況が続いているようで、県においては、民生委員の活動の支援や市町の委員確保の取組の支援に引き続き努めていきたい。	市町との連携を強化し、民生委員が活動しやすい環境づくりについて取組を進めるとともに、委員確保に向け地域の課題やニーズに応じた対策を検討していく。
●県民			
条例について		その他	
意見	県の考え	意見	県の考え
		民生委員の制度は見直すべきであり、強制的に選ばれるのにボランティアと呼ぶのは適切ではない。 実際にやる人がいない理由を考えるべきであり、委託料を支払うことで参加者が増えるのではないかと。 お金を支払わずに続ける場合は、民生委員制度自体を見直すか、拒否権を認めるべきである。	民生委員は住民からの相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の人や専門機関への「つなぎ役」として重要な役割を担っている。 また、民生委員法に基づき給与の支給はないが、活動に必要な費用については、実費支給されている。 一方、定年年齢の延長や過疎化・高齢化する地域における適任者の不足等により、なり手不足が生じている。 県においては、市町や関係団体と連携し、民生委員の負担を軽減するための環境整備を行うとともに、活動費の増額を国に提案する等、民生委員の活動支援及びなり手不足の解消に取り組んでいく。